

外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは税務収納係まで問い合わせください。

問い合わせ先

網走税務署

○ 0152-43-2181

税務収納係 10番窓口

77-8376

問い合わせ先  
網走税務署  
☎ 0152-43-2181

<https://wwwntago.jp/publication/pamph/gensen/0025004-025/pdf#page=9>

国税庁ホームページ（所得税  
消費税・贈与税の申告書）  
<https://www.nta.go.jp>

美幌町消費  
生活センター  
☎・FAX  
72-0366  
月～金曜日  
(祝祭日を除く)  
午前10時～  
午後4時

# 津別町消費生活 トラブル2023

津別町消費生活  
トラブル2023  
相談事例編

受給されている方へ

次のいずれにも該当する場合、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

○公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下

※公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に限る

○公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

右記に該当する場合でも、源泉徴収税額や予定納税額があり、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要があります。

○公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に限る  
外の所得金額が20万円以下  
右記に該当する場合でも、源泉徴収税額や予定納税額があり、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは税務収納係まで問い合わせください。

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」に関する見直しや、「特定親族特別控除」の創設等が行われました。これらの改正は、原則として令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

これらの改正により、受給者に還付すべき金額が生じる場合には、原則として、公的年金等の支払者から還付されますが、「特定親族特別控除」の適用を受けようとする場合や、扶養親族等の所得要件の

マイナポータル連携可能な団体  
陰会社等

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/nynumberinfo/list.htm



**Q & A**

**消費生活相談**

**子どものオンラインゲーム  
～課金トラブルに注意～**

Q 自分の古いスマホを中学生の息子に使用させていたところ、5か月の間にキャリア決済で約5万円をオンラインゲームに課金してしまった。返金する制度はないのか？

A 未成年者が親の同意なしにした契約を取り消せる制度がありますが次に該当する場合は取り消せません。「課金額が小遣いで返せる範囲内の場合」「クレジットカードやキャリア決済などで既に支払った場合（追認）」「未成年者であることを偽った場合や保護者からの同意を得ていると偽った場合」。

子どもがスマホで遊ぶ場合は、子ども専用のアカウントを作り、クレジットカードの情報をスマホに残さないようにすることが重要です。また決済メールや携帯電話料金の明細を確認するなど注意をしま

商工観光係  
19番窓口  
☎77-1234

温泉無料送迎バスを運行中  
今年度も温泉送迎バスを無料で運行していますので、ぜひご利用ください。

●津別市街(高台町バス停始発)  
【毎週】月・水・金曜日

●活汲方面  
第1・第3火曜日

●相生・本岐方面  
第2・第4火曜日

年末年始の送迎バス運休  
12月30日(火)～令和8年1月4日(日)は、温泉無料送迎バスが運休となります。

● 運休について  
大雪など天候悪化時は予  
なく運休する場合がありま  
す。ご注意ください。運休し  
た際は、町ホームページや町  
公式LINEにてお知らせし  
ます。

● 町民入浴優待券等を活用く  
ださい

● 町民入浴優待券

● 大人（中学生以上）  
通常料金800円  
↓400円

● 小人（小学生以下）  
通常料金400円

## ファミリースキー場の利用について

### 利用期間（予定）

1月6日（火）～3月1日（日）

※積雪状況により変更になる場合があります。

### 利用時間（リフト運行時間）

ファミリースキー場の 利用について	
<b>利用期間（予定）</b>	1月6日（火）～3月1日（日）
※積雪状況により変更になる 場合があります。	
<b>利用時間（リフト運行時間）</b>	
午前10時～午後3時30分	午前10時～午後3時30分
※正午～午後1時リフト休止 (昼休み)	※正午～午後1時リフト休止 (昼休み)
※スキー連盟などの夜間事業 が行われる日は、午後6時 から9時まで運行します。	※スキー連盟などの夜間事業 が行われる日は、午後6時 から9時まで運行します。
<b>定休日</b>	毎週火曜日
<p>12月に入り、寒さが一段と厳しくなっていきます。年末の忙しさから、運転に対する注意が散漫してしまわないよう十分気を付けましょう。</p> <p>12月は繁忙期と関係して交通事故が最も多い月という統計結果が出ていて、運転者の方はいつもより時間と心に余裕をもつて運転してください。</p> <p>また、これから季節は朝晩が一段と冷え込み、本格的に雪が降り積もります。車を乗る際には、被害者にも加害者ににもならないよう左記のことにも十分注意しながら運転しましょう。</p> <p>①発進時のアクセルはゆっくりと。</p> <p>②急ブレーキ・急ハンドルはしない。</p> <p>③車間距離を十分に保つこれらをいつも以上に意識・注意をして、冬道での事故を未然に防ぎましょう。</p>	
<p><b>交通情報</b></p> <p>住民環境係 12番窓口 ☎77-8377</p> <p><b>交通安全情報</b></p>	
<p><b>12月の運転にはご注意を！</b></p>	